



11/12~25は 「女性に対する暴力をなくす運動」 強化週間です

Domestic Violence 《ドメスティック・バイオレンス》

DVとは、配偶者(夫または妻)や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力のことで、中でも男性から女性へというケースが最も一般的です。DVによる被害はケガなど身体的な影響にとどまりません。度重なる恐怖から精神に深いダメージを負い、最悪は殺人という結果を招くこともあります。

DVの種類

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 髪をつかみ引きずりまわす
- 刃物を突きつける など

精神的暴力

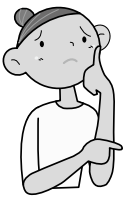
- 無視する、欠点を挙げる
- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外出を制限する
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- 人格を否定するような暴言を吐く。大声で怒鳴る など

経済的暴力

- 生活費を入れない
- 借金を重ねる
- 金銭的な自由を与えない
- 仕事をさせない
- 相手だけを働かせる など

性的虐待

- 性的行為の強要、避妊に協力しない
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など
- 中絶を強要する など



私の友だちのことも、色々と批判し「会うな」と言われます。仕事に行くのもやめたいと車の鍵を取り上げられて何度かケンカになりました。こんな自由がないのは耐えられません。

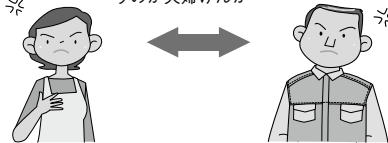
結婚2年目になります。以前から嫉妬深いとは思っていましたが、ここ最近、異常な監視をしてきます。親族や交友関係はもちろんのこと、電話やメールなども、細かくチェックされます。



DVと夫婦げんかは何が違うの？

「夫婦げんかは大もくわない」という言葉があるように、周りから見るとDVもただの夫婦げんかにとられがちです。夫婦げんかとはDVのいちばんの違いは、お互いが対等な立場であるかどうかです。

お互いが対等に言い合うのが夫婦げんか



対等な立場に立ってやりあう夫婦げんかに対し、DVはいつも同じ人が、一方的に暴力で相手を支配する不平等な関係です。どんな形であっても暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、犯罪につながる行為です。

DVが子どもにも与える影響

DVの加害者は、子どもにも暴力を振るうことがあります。また、被害者が気持ちの行き場をなくして子どもにも暴力を振るってしまうことや、生活への気力がなくなりネグレクト(育児放棄)となることもあります。

直接暴力を受けなくても、子どもにも暴力を目撃させることは心理的虐待です。

このことは、児童虐待防止法にも明確に記されています。

■相談先 ※相談者のプライバシーは固く守られます。

相談機関名・相談時間	相談先電話番号	
広島県北部子ども家庭センター 9時~17時(平日)	DV	☎ 0824-63-5181(代) 内線 2313
	子育て・児童虐待	内線 2310、2311
庄原市役所女性児童課 9時~17時(平日)	DV	☎ 0824-73-1243
	子育て・児童虐待	☎ 0824-73-0051
庄原警察署 24時間	全般	☎ 0824-72-0110

問い合わせ 女性児童課女性子ども支援係
☎ 0824 - 73 - 0051

パートナーとの関係で、気になることはありませんか？

● 支配があるかどうかのチェックリスト (気になればご相談を)

- パートナーの言うことは絶対だ。
- 自分の希望をパートナーに伝えるのはとても勇気がいる。
- パートナーが帰ってくると緊張する。
- パートナーがいる前で電話をしたくない。
- 自分がどう感じるかよりも、パートナーが怒らないかが基準になる。
- たとえ間違っていると思ってもパートナーに同調しなくてはならない。
- パートナーが機嫌の良い状態であるためには、どんなことでもすると思う。
- 子どもがパートナーの気に入らないことをすると、とても焦る。
- パートナーのセックスの要求は断れないと感じている。
- パートナーに自分の本音は絶対言えない。